

議第161号から議第163号まで

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

次の表の相手方の欄に掲げる者（以下「相手方3社」という。）は、平成17年度から平成19年度までの間に本市が行った大気常時監視自動計測器（大気中の物質を連続的に測定するための自動計測器をいう。以下同じ。）の売買契約に係る一般競争入札（以下「本件入札」という。）において談合を行い、本件入札における落札価額を不当につり上げた。

当該落札価額に基づく契約金額と、本件入札において談合が行われず、入札参加者間の自由競争によって落札者が決定されていた場合に形成されていたであろう落札価額に基づく契約金額との差額に相当する額（相手方紀本電子工業株式会社にあつては14,940,335円、相手方東亜ディーケーケー株式会社にあつては9,950,372円、相手方株式会社堀場製作所にあつては7,276,500円）は、相手方3社が談合を行ったことにより本市が被った損害であることから、本市は、相手方3社に対し、当該金員を支払うよう請求したが、相手方3社は、これに応じようとしなない。

そこで、相手方3社に対し、当該金員及び本件訴訟に係る弁護士報酬相当額の支払を求める訴えを提起しようとするものである。

議案番号	相 手 方	事 件 の 種 類
161	大阪市天王寺区舟橋町3番1号 紀本電子工業株式会社	損害賠償金の支払の請求
162	東京都新宿区高田馬場一丁目29番10号 東亜ディーケーケー株式会社	同 上

163	京都市南区吉祥院宮ノ東町2番地 株式会社堀場製作所	同 上
-----	------------------------------	-----

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。